

かわしん普通預金 商品概要説明書

平成24年12月25日現在適用中

項 目	内 容
1. 商品名	・ 普通預金
2. 販売対象	・ 法人および個人
3. 期 間	・ 特に期間の定めはありません。
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預入 ・ 1円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 随時払戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 ・ 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 毎年3月と9月の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
7. 税 金	・ 個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・ 法人は総合課税になります。
8. 手数料	・ キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求することがあります。
9. 付加できる 特約条項	・ 個人のものは総合口座による当座貸越ができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率） ・ 個人のものはマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	———
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛 争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または経営企画部法務課（9時～17時、電話：0120-89-2471）にお申し出ください。 紛争解決措置 愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） 愛知県弁護士会西三河支部紛争解決センター（電話：0564-54-9449） 東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） 以上の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記経営企画部法務課または全国しきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能であり、東京都および愛知県以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。なお、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）をご利用の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。

	詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営企画部法務課もしくは全国 しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考と なる事項	・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公共債元利金等の自動受取りもできます。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。平成15年3月までは全額保護（利息を含む）されますが、その後は預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。

豊 川 信 用 金 庫